
金沢大学学術データマネジメントポリシーの改訂と 関連文書群の整備

笠原 禎也¹⁾, 高田 良宏¹⁾, 長井 圭治²⁾, 高山 卓三³⁾, 岩田 誠司³⁾,
情報戦略本部, 研究基盤統括本部

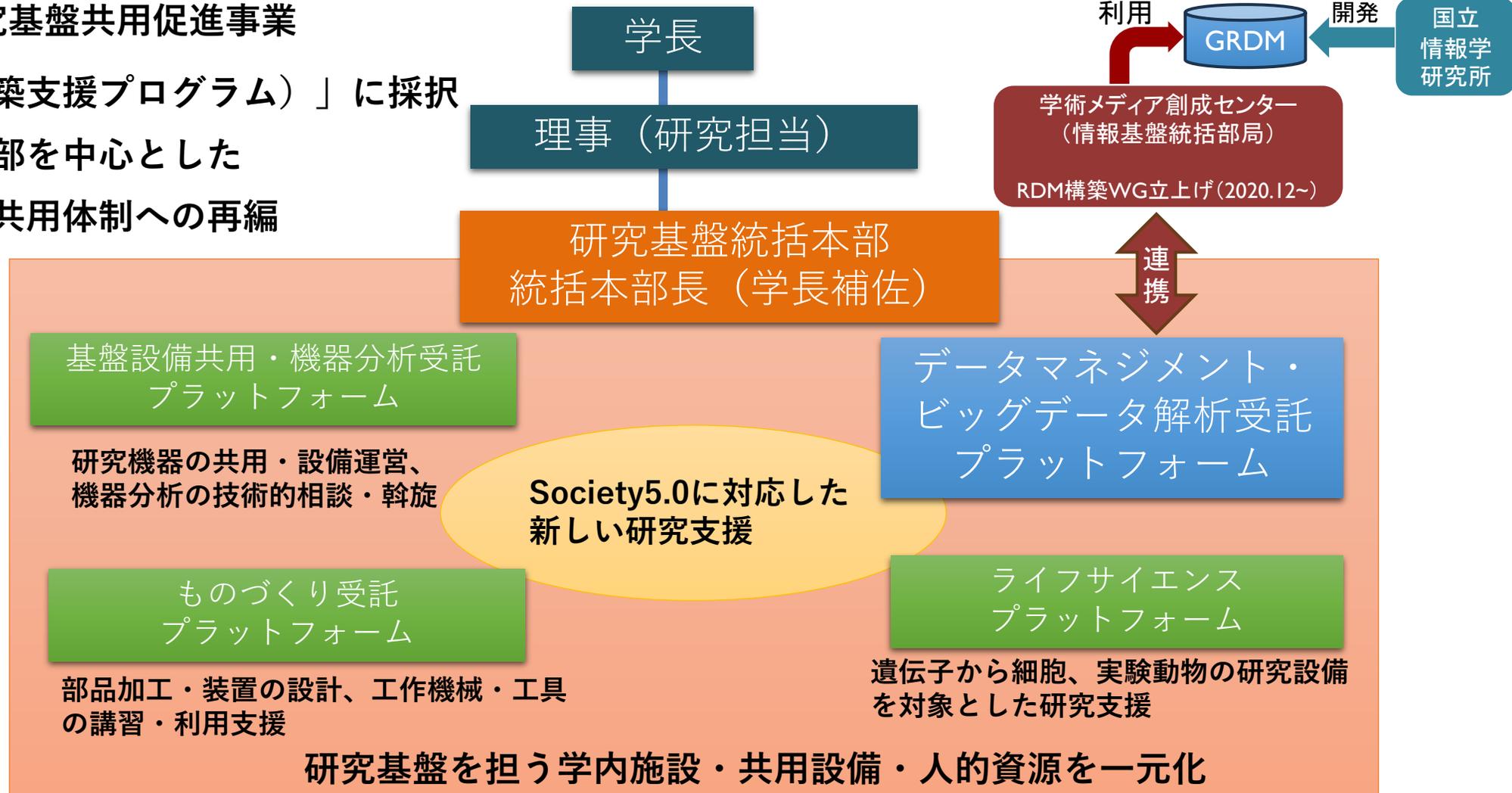
金沢大学

1) 学術メディア創成センター, 2) 先端科学・社会共創推進機構, 3) 未来知実証センター



金沢大学でのデータ管理基盤システム構築の背景

- 令和2年度「先端研究基盤共用促進事業（コアファシリティ構築支援プログラム）」に採択
 - ・ 研究基盤統括本部を中心とした研究設備の全学共用体制への再編



金沢大学学術データマネジメントポリシー（2022.3.11制定版）

（目的）

1. 金沢大学（以下「本学」という。）は、金沢大学憲章に基づき、「地域と世界に開かれた教育重視の研究大学」として、世界の平和と人類の持続的な発展に資するとの認識に立ち、真理の探究に関わる基礎研究から技術に直結する実践研究までの卓越した知の創造に努め、それらにより新たな学術分野を開拓し、技術移転や産業の創出等を図ることで積極的に社会に還元することを理念としている。

本学は、研究と教育に関する学術活動によって産み出された知的成果を蓄積し、適切に管理・保存し、それを社会に還元することで、上記の理念を具現化するとともに、本学の将来の学術活動を守るため、その指針として金沢大学学術データマネジメントの原則を定める。

（学術データの定義）

2. 本ポリシーが対象とする「学術データ」は、本学における研究と教育に関する活動を通じて収集又は生成されたデータをいう。

（学術データの管理等）

3. 学術データの管理、公開及び利活用の方法は、それを収集又は生成した者が、法令及び本学の規程その他これに準ずるものの範囲内並びに他の者の権利及び法的利益を害さない範囲内において、決定することができる。

（大学構成員の責務）

4. 本学において研究・教育活動を主体的に担う者（以下「大学構成員」という。）は、学術データを適切に管理・保存すること、すなわち学術データ管理は、優れた研究・教育を行う上で必要不可欠であると認識し、前項に掲げる範囲内において、学術データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供する。

（大学の責務）

5. 本学は、学術データの管理並びに公開及び利活用を支援する環境を大学構成員に提供するものとする。

（その他）

6. 社会や学術状況の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。

ポリシーに加えて「解説」を示し、学術データに含まれる例や大学・研究者の責務等を概説
→ 実際の具体的な手順等は示されていない

研究データ管理スタートアップ支援事業への参画（2023年度～）

研究データ管理スタートアップ支援事業

研究者の行動変容を促す「研究DX」を推進するため、研究データポリシー策定、研究データマネジメント体制整備といった、研究データ管理のノウハウを中核機関群のもとで構築し、各地域において核となる拠点大学を中心に、各大学・研究機関等の組織に伝搬させていく取り組みです。

中核機関群

- 司令塔機能を果たし、相談・連絡やデータの解析等を行う。

中核機関群での取り組み

- 研究データ管理のノウハウ構築
- システム提供によるモデル大学支援
- コミュニティ活動支援
- 相談結果のフィードバック
- 他大学の情報共有



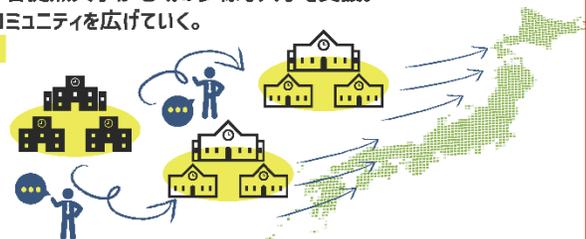
- 迅速な相談、密な連携
- 現状課題の共有

各地域における核となる拠点大学群

- 核となる拠点大学を全国に作り支援。各拠点大学が地域の多様な大学を支援。
- 潜在需要が想定される大学も含め、コミュニティを広げていく。

想定されるコミュニティ内での取り組み

- 課題抽出
 - データマネジメント体制の構築
 - データポリシーの構築
- スキル・ノウハウの蓄積
- 他大学の情報共有



実施状況

今年度

- 本事業は、ルール・ガイドライン整備チーム（リーダー：名古屋大学）が統括する
- 地域ごとに支援機関と複数の被支援機関による支援の仕組み（コンソーシアム体）を設ける
- 支援機関は、令和5年度は名古屋大学（東海地域）、金沢大学（北陸地域）とする

名古屋大学：

「研究データエコシステム東海コンソーシアム」を発足 <正会員8機関、準会員4機関が加盟済み>
<https://icts.nagoya-u.ac.jp/ia/information/event/2023-07-21-consortium.html>



金沢大学：

学内に研究データエコシステム整備WGを設置し、データポリシーの見直しとデータ利活用のためのガイドライン等の整備を実施

来年度以降

- 対象地域の拡大を目指す



AI等の活用を推進する研究データエコシステム構築事業

https://www.nii.ac.jp/creded/nii_ac_jp_creded.html

🔍 研究データエコシステム

https://www.nii.ac.jp/creded/poster04_NII-RDES.pdf

大学・研究者に求められているものは何か？

- ▶ 学術論文等の即時オープンアクセス(OA)の実現に向けた基本方針
(2024/2/16 統合イノベーション戦略推進会議)
- ▶ 研究データの適切な管理の要請 → 各大学は研究データポリシーを制定(2025年まで)
 - ▶ 外部向けにデータポリシーを公開:「金沢大学学術データマネジメントポリシー」(2022/3/11制定)
 - より具体的な指針・方法へとブレークダウンした内容に改訂(2024/7/5より改訂版を施行)
 - ▶ 学内手続きのための実施手順を整備(DMP作成、データ公開ルールなどを策定)
(DMP:データマネジメントプラン)
- ▶ 各研究者は研究テーマ毎にDMPを作成し、それを管理する
(特にAMED、JST、科研費などの外部資金は必須)
 - ▶ DMP管理に必要なワークフローを整備
- ▶ 研究データ(メタデータ)を公開し、リポジトリなどで検索可能とする
 - ▶ データ公開の基準・手順を規定

データポリシー改訂・周辺文書整備の骨子

▶ 「金沢大学学術データポリシー」

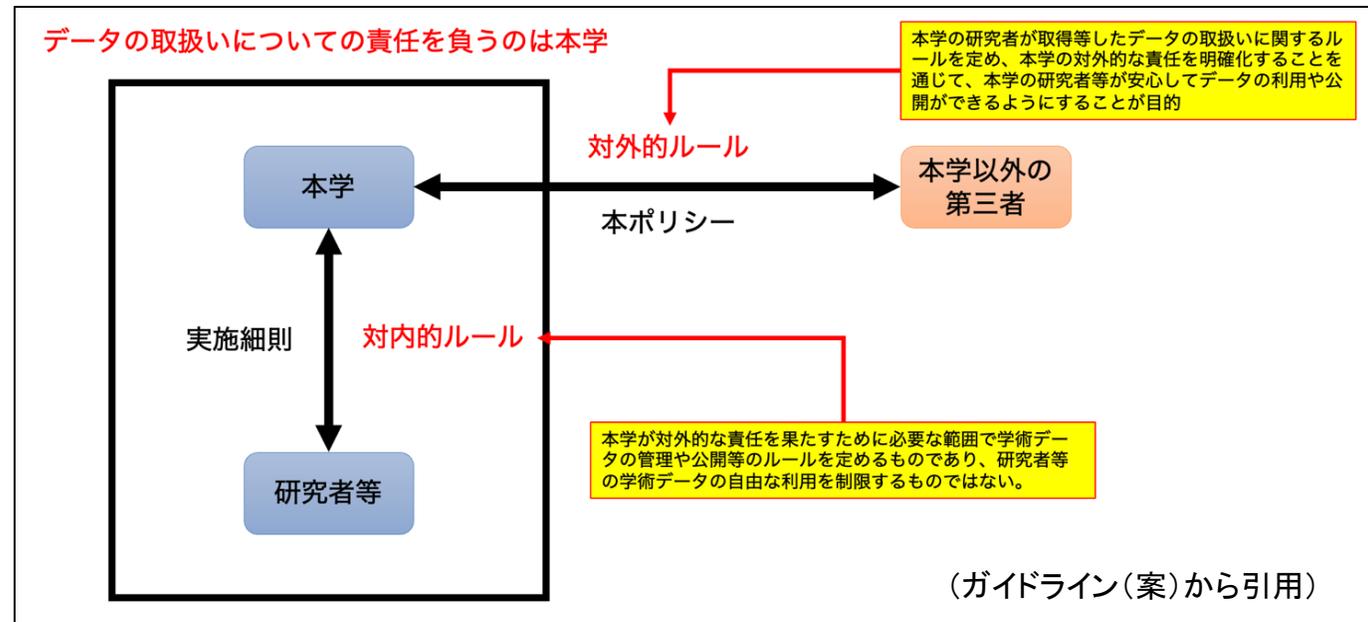
- ▶ 国立情報学研究所(NII)版ポリシーをベースに、大幅改訂
- ▶ 各条項の主語は「大学」(ポリシーは大学が提示するもの)とし、本学の対外的な責任を明確化
- ▶ 「内部的な手続」は記載しない

▶ 「実施細則」

- ▶ DMP作成の対象となるデータの定義
- ▶ データ管理・公開等のルール
- ▶ データ公開・提供時の手続き
- ▶ 研究者の移籍・離籍時の手続き etc.

▶ 「ガイドライン」

- ▶ データ管理指針の意図を解説



データポリシー改訂・周辺文書整備の骨子

▶ 「金沢大学学術データポリシー」

文書制定指針

- ▶ 「大学が研究者を守るためのルール」であることを学内構成員に周知する
- ▶ 医療情報・個人情報を含むデータにも対応可能な規則・手順
→ これにあてはまらないデータは拘束しない
- ▶ 「法的にはデータの所有権が存在しない」ため、契約等に基づくデータ利用条件（第三者提供、利用目的etc.）を規定できる仕組み作り
- ▶ 研究者の活動を阻害しない、教員・職員双方の業務をいたずらに増やさない（スモールスタートから始める）

確化

取扱いに関するル
明確化することを
データの利用や公

から引用)

金沢大学学術データマネジメントポリシー（2024.7.5改訂版）

<https://www.rdm.kanazawa-u.ac.jp/document/>

第1条（本ポリシーの目的）

本ポリシーは、本学における学術データの学術研究利用等の場面において、責任ある学術データの学術研究利用等を実現し、学術研究の継承と発展に寄与することを目的とする。

第2条（用語の定義）

（略）

DMP対象学術データ=DMPで管理を行うデータ

第3条（適用範囲）

- 1 本ポリシーは、本学における学術データについて適用される。
- 2 本学は、研究者等が学術データを学術研究利用等するに際して、研究者等に対して本ポリシーを遵守させる。
- 3 本学は、研究者等を通じて、学術研究課題に関与するメンバー、本学の学生、本学との間で業務委託契約を締結した委託先に本ポリシーを遵守させる。

第4条（学術データの学術研究利用等がある学術研究課題の実施）

本学は、研究者等が学術データの学術研究利用等がある学術研究課題を実施するにあたり、実施細則に定める基準に合致する学術研究課題について、実施細則が定める手続きに基づき、学術研究課題ごとに学術データに関するDMPを本学に提出することを求め、本学において、学術データの内容及び所在、管理方法その他の事実関係の管理を適切に行う。

第5条（学術データの利用権限）

本学は、本学が設定した学術データの利用条件の範囲内である限り、学術データを取得又は事実上管理する研究者等による学術データの学術研究の目的での利用を制限しない。

第12条（データ分譲委員会における審査）

- 1 本学は、以下のいずれかの事由に該当する場合、実施細則で定める内容に基づき、データ分譲委員会における審査を行い、その登録又は公開等の可否の判断を行う。
 - (1) 本学又は第三者が管理するレポジトリにDMP対象学術データを登録する場合（ただし、非制限公開、制限公開、制限共有による公開等の場合に限る。）
 - (2) 本学が、DMP対象学術データを第三者に提供する場合
 - (3) その他実施細則で定める基準に該当する場合
- 2 前項に基づく公開等の判断にあたっては、研究者等の意見を最大限尊重する。

第13条（本学がDMP対象学術データを提供した場合）

本学が、DMP対象学術データについて制限共有の方法を取る場合又は特定の第三者に提供する場合、本学は、研究者等と協議のうえ、その学術データの適切な利用条件を定めた契約を当該共有先又は第三者との間で締結し、その学術データが適正に利用されるように努める。

第14条（DMP対象学術データを使用して成果が得られた場合）

本学は、DMP対象学術データを公開等により取得した第三者が、そのDMP対象学術データを利用して学術研究成果、製品その他の成果を得た場合、本学が定める条件に基づき本学のレポジトリ又は研究者等の論文などの学術研究成果の引用を行わなければならない旨の契約をその第三者との間で締結するように努める。

その他：

- ・ 研究データの10年保存
- ・ 職員の退職・移籍時のデータの取扱い等を規定

今後の予定と将来展望

- ▶ 関連文書群(実施細則・ガイドライン・説明動画など)の整備
 - ▶ 情報戦略本部傘下の「ポリシー改訂WG」で審議し、**2024年度内に制定**
 - ▶ 学内説明会による研究者向け周知（説明用動画も準備予定）
（既存の研究スタイルへの影響を最小限に、必須事項を理解いただく）
- ▶ 学内運用体制の整備(OA加速化事業＋研究データスタートアップ事業)
 - ▶ DMP管理体制の整備とデータ分譲委員会立上げ（実施細則に基づき設置・運営要項を整備）
 - ▶ データ登録・管理システム(ARCADE2)の機能拡張・整備
 - ▶ 研究着手から成果公表に至る一連の諸手続きのワークフロー確立(システム化)
- ▶ 「北陸地区研究データ基盤コンソーシアム」の立上げ
 - ▶ コアファシリティ事業の実績をベースに立上げ
 - ▶ 定期的なセミナー・情報交換会の実施

北陸データ基盤コンソーシアム会員募集開始

目的

国公立大学、高等専門学校、公的研究機関その他の学術研究機関が相互に連携し協力することで、我が国の研究データ基盤の普及と発展に寄与することを目的とする。

会員資格

- ・ 国公立大学、高等専門学校、公的研究機関その他の学術研究機関、又はこれらの機関の部署
- ・ 北陸地区か否かを問いません
- ・ 同一機関から複数部署が加入される場合は、原則として、代表部署を定めてください

主な活動内容

- ・ 会員又は会員が所属する学術研究機関の研究データポリシーの策定と運用のための体制整備などに関する情報交換
- ・ 学術機関における研究データの管理・公開・利活用に関するセミナー開催
- ・ 研究データ管理に必要な基盤システム、人材、知見、教材などの共用
- ・ webサイトの運営による活動の紹介
- ・ 本会の活動成果・事例の全国展開
- ・ その他、研究データエコシステム構築に関する事業

<https://dri.w3.kanazawa-u.ac.jp/consortium/index.html>

